

## 第73号議案参考資料

### 議案名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第1条関係)

児童福祉法等の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第25条関係)

(2) 桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

ア 児童福祉法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第12条関係)

イ 家庭的保育事業者等は、乳幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができるようとする。 (第17条関係)

(3) 桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第3条関係)

児童福祉法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第12条関係)

3 施行期日

公布の日